契約入所のしおり

青い鳥老人ホーム

青い鳥老人ホームでは、これまで措置施設として市町村からの措置に基づく方々を対象に入所利用をしていただいてきましたが、この度、施設への入所を希望する方との直接の契約による利用(以下「契約入所」と呼びます。)を始めることとしました。

□ 対象者

居住に課題を抱える次のような65歳以上の高齢者

- ① 視覚又は聴覚に障害のある方
- ② 施設長が認めた方

□ 利用定員

10人

□ サービス内容

- ① 食事の提供
- ② 入浴の準備
- ③ 各種生活相談と助言
- ④ レクリエーション及び行事
- ⑤ 健康管理及び疾病、負傷等緊急時の援助
- ⑥ その他個々に必要な支援及び介護

□ 保証金

240,000円 (契約後2週間以内に納入していただきます)

□ サービス利用料金

【介護の必要がない方】

基本料金 120,000円/月

食 費 850円/日

【介護の必要な方】要支援1以上で介護サービスを受けられる方

基本料金 96,000円/月

食 費 850円/日

- ※介護サービスを受ける場合には別途介護度等に応じた本人負担金が発生します。
- ※おむつ代、理美容代、その他個人注文品は別途本人負担となります。
- ※医師の指示により特別の食事を提供する場合には、別途本人負担金が発生することがあります。
- ※食費については、1日の3食のうち2食を欠食するような場合でも1日分の食費をいただきます。

□ 身元保証人

契約入所を行うに当たっては、特別の事情がない限り身元保証人1名を立てていただきます。

□ 生活遵守事項

施設での生活をするに当たっては、次のような生活遵守事項があります。

- ・電気コンロ、石油ストーブ、卓上ガスコンロ、電気ストーブなど火災の原因に なるような物は持ち込まないこと。また、居室を著しく狭くするような大型テ レビ、冷蔵庫、タンス等の物品は持ち込まないこと。
- ・施設の敷地及び建物内では喫煙しないこと。
- ・居室では飲酒しないこと。飲酒する場合は、施設で定めた場所と時間に他の人に迷惑をかけるようなことがない程度とすること。
- ・園内の廊下を歩く時は、右側通行をすること。
- ・廊下を歩くときは、ゆっくり歩いて、誰かと衝突しても相手を押し倒したり、 相手に怪我をさせたりしないようにすること。
- ・外出する時は、外出届を提出してから外出すること。(原則5日前まで)
- ・外泊する時は、外泊届を提出してから外泊すること。(原則5日前まで)
- ・上記2号の届を提出した場合でも、感染症予防や健康管理の面から外出や外泊 を見合わせるよう施設から求められた場合にはそれに従うこと。
- ・高額の金品、銀行等の通帳などの施設への持ち込み及び保管は、施設長の許可 を受けたもの以外はしないこと。
- ・施設内への動物、植物の持ち込み及び飼育はしないこと。
- 騒音等、他の入所者の迷惑となる行為はしないこと。
- ・施設内で他の入居者に対する宗教活動、政治活動はしないこと。
- その他、施設長から特に指示のあった事項を守ること。

□ 入所までの流れ

- ① 事前相談 施設の生活相談員に事前にご相談ください。
- ② 契約入所申込書の提出
- ③ フェースシート及び健康診査証明書の提出
- ④ 訪問調査 希望者本人を訪問させていただき受け入れが可能か確認します。
- ⑤ 入所決定
- ⑥ 入所契約
- ⑦ 保証金の納入
- ⑧ 入所

□退所

契約利用者は、契約終了を希望する日の30日前までに施設に通知することにより契約を解除し、退所することができます。

また、施設は、契約利用者が契約書で定める事由に該当したときは、1か月間の 予告期間を置いて契約を解除することができます。

□ 相談窓口

青い鳥老人ホーム 生活相談員 笛吹市春日居町小松 8 5 5-1 9 2 Tm 0553-26-6631 fax 0553-26-6632